

防府市立小中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

令和2年3月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置し、防府市立の小中学校において管理する防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラシステムの適正な運用を図り、もって個人の権利利益の保護に配慮しつつ、学校敷地内における児童及び生徒の安全確保並びに学校施設の保全の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラシステム」とは、防犯カメラ、画像記録装置及び画像表示装置の一式(これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。)をいう。

(防犯カメラの設置場所等)

第3条 防犯カメラシステムについては、各小中学校の校長が必要性について検討した内容に基づき教育委員会と協議し、教育委員会が設置する。

2 防犯カメラは、原則として校門や玄関等不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、教育委員会が校長の意見を聴取した上で決定するものとする。

3 地域住民のプライバシー配慮のため、防犯カメラの設置に関しては、小中学校敷地以外の箇所が撮影範囲に含まれないよう留意するものとする。

4 教育委員会は、来校者等が防犯カメラの設置を認識できるよう、施設内又は敷地内の見やすい場所に防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラシステムを設置する小中学校に管理責任者を置き、各小中学校の校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用がこの要綱にのっとり、常に適正に行われるよう、防犯カメラに関する事務を統括する。

(防犯カメラ取扱者)

第5条 防犯カメラシステムに関する事務を行うため、防犯カメラシステムを設置する小中学校に防犯カメラ取扱者を置き、各小中学校の教頭をもってこれに充てる。

(防犯カメラ記録画像の閲覧者制限)

第6条 防犯カメラを操作し、記録画像を確認できる者は管理責任者及び防犯カメラ取扱者のみとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、記録画像の内容を確認するために必要があると認めた場合は、管理責任者又は防犯カメラ取扱者の立会いのもと、防犯カメラ取扱者以外の教職員に記録画像を確認させることができる。

(防犯カメラシステムの作動時間及び記録画像の保存期間)

第7条 防犯カメラシステムは、夜間及び日中の不審者対策のため原則として終日作動させるものとする。

- 2 記録画像の保存期間は、記録した日から起算して1月とする。ただし、管理責任者が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。
- 3 記録画像は、システム設定により期限後自動消去するものとする。

(記録画像の管理)

第8条 記録画像は、原則として複写、加工をしてはならない。

- 2 記録画像は、次条に定める利用又は提供の場合を除き、施設外に持ち出してはならない。
- 3 画像表示装置及び画像記録装置は、職員室や事務室等安全に管理できる場所に置かなければならない。
- 4 画像を記録した媒体を廃棄する場合は、破碎の上廃棄するものとする。

(記録画像の目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 管理責任者は、記録画像を利用目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は教育委員会以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に定めがある場合
- (2) 捜査機関から犯罪事故の操作目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が記録画像の提出を求める場合は文書による。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと

認められる場合

2 前項ただし書の規定により記録画像を目的外利用又は外部提供する場合は、管理責任者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第10条 管理責任者は、事案の発生に伴い記録画像を確認した場合及び前条ただし書きの規定により記録画像を目的外利用又は外部提供した場合は、防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書（第1号様式）により速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(個人情報保護)

第11条 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、その旨を防犯カメラ取扱者に対し周知徹底しなければならない。

2 管理責任者及び防犯カメラ取扱者等は、防犯カメラシステムの運用により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 この要綱に定めるもののほか、個人情報保護については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び防府市個人情報保護法施行条例（令和5年防府市条例第18号）の定めるところによる。

(苦情処理)

第12条 管理責任者及び教育委員会は苦情又は問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(庶務)

第13条 防犯カメラシステムに関する庶務は、学校施設管理主管課が所管する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理及び運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書

年 月 日

（あて先）防府市教育委員会

管理責任者
長

防府市立小中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 報告の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 事案の発生に伴い、記録画像を確認した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 記録画像を目的外利用した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 記録画像を外部提供した場合に係る報告
2. 事案発生日時	年 月 日 時 分頃
3. 事案の具体的内容	
4. 当該報告に係るシステム操作等をした者 (職名及び氏名)	
5. 外部提供年月日	年 月 日

※1件の事案について行う報告が一連のものである場合（①事案発生したため記録画像を確認し、②後日、法令の定めにより外部に記録画像を提供した等といった場合）は、「1. 報告の区分」欄を複数選択し、1件の報告書にまとめて提出すること。

※「2. 事案発生日時」「3. 事案の具体的内容」欄は、システム操作等をするに至った不審者侵入・器物損壊等の発生日時、具体的内容を記入すること。

※「4. 当該報告に係るシステム操作等をした者（職名及び氏名）」が複数いる場合は、そのすべての者を記入すること。

※「5. 外部提供年月日」は「記録画像を外部提供した場合に係る報告」の場合に記入すること。